

教育委員会定例会日程

平成22年1月21日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第1号

教育財産の用途廃止について

(教育総務課)

5 報告事項

(1) 市議会12月定例会一般質問の概要について

(資料1 学校教育部・生涯学習部)

(2) 小・中学校及び幼稚園における新型インフルエンザに伴う臨時休業の状況について

(資料2 学校教育部)

(3) 平成22年度全国学力・学習状況調査への参加について

(資料3 教育指導課)

(4) 小田原文化財団の設立について

(資料4 生涯学習政策課)

6 協議事項

(1) 平成22年度学校教育の基本方針について

(資料5 学校教育部)

(2) 平成21年度3月補正予算について【非公開】

(資料6 学校教育部)

(3) 平成22年度予算について【非公開】

(資料7 学校教育部・生涯学習部)

6 閉 会

議案第 1 号

教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、議決を求める。

平成 22 年 1 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

1 教育財産の内容

名称：旧橋学校給食共同調理場

建物の地名・地番	建物の構造	面積（実測）
羽根尾字押切 6 0 9 番地の一部	鉄筋コンクリート造 平屋建	1 6 0 . 1 8 m ²
	軽量鉄骨造 平屋建	<u>4 5 . 6 2 m²</u>
		計 2 0 5 . 8 0 m ²

2 用途廃止する理由

神奈川県からの依頼に基づき、都市計画道路小田原中井線の計画線上に位置している旧橋学校給食共同調理場の除却に伴い教育財産の用途を廃止する。

3 用途廃止する期日

教育長の定める日

平成21年小田原市議会12月定例会

一般質問 12月10日～15日

質問順 2 1 番 鈴木美伸

- 1 学校教育について
 - (1) 教育長の教育理念について
 - (2) 全国学力・学習状況調査について
 - (3) 学校二学期制について
 - (4) 学校敷地内全面禁煙について

質問順 7 15 番 佐々木ナオミ

- 1 小中学校の教育現場でのニーズに合わせた支援について
 - (1) 特別支援チームの効果
 - (2) 個別支援員について
 - (3) 学級崩壊について

質問順 8 7 番 大村 学

- 1 教育長の教育方針について
 - (1) 基本理念を問う
 - (2) 生涯学習推進について
 - (3) 放課後児童クラブについて
 - (4) 税金の教育について
 - (5) 新学習指導要領について
 - (6) 武道の必修化について

質問順 11 6 番 安野裕子

- 1 事業仕分けに関して
 - (3) 施設管理運営事業の仕分け結果と見直しの方向性に関して

質問順 13 12 番 加藤仁司

- 1 本市の教育行政について
 - (1) 教育委員会の組織について
 - (2) 小田原市事業仕分け結果について
 - (3) 国の新政権誕生による教育政策等に関連して
 - ア 全国学力・学習状況調査について
 - イ 教員免許更新制度について
 - ウ 学校理事会について
 - エ 心のノートについて
 - (4) 青少年に関わる施策について

質問順14 14番 俵鋼太郎

3 (1) 市営プールの今後について

質問順18 26番 関野隆司

1 来年度の予算編成について

(2) 来年度の予算編成にどの様に臨まれ様としているのか。以下見解を伺う
ウ 市民の「いのち」や「暮らし」や「教育」等を守る施策を推進すべきと考える
が

質問順19 19番 堀村逸郎

2 心の健康事業の推進

(3) 児童・生徒や教師等に対する「心の健康」の理解とその対応策等について

質問順20 10番 小松久信

5 (1) 市内小学校洋式トイレの設置状況及び設置基準について

※ 一般質問（学校教育部）

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木	1	教育長	教育長の教育理念について伺う。	<p>私は、小田原の将来を担う子ども一人一人の幸せを願って、「魅力ある学校づくり」をしていくことを第一に考えている。また、保護者・地域や関係機関の方々、そして教職員の三者が連携し合い、子どもにとっての学びの風土づくりをしていくとともに、地域に住んでいる、すべての市民の皆様が学び合える教育環境をつくっていきたいと考えている。その環境の中で、子どもたちは健やかに育ち、将来訪れる実社会・実生活に対応できる豊かな3つの心とたくましく生きる3つの力を身につけていってほしいと願っている。その「3つの心」とは、「温かい心、広い心、燃える心」である。「温かい心」とは、人としての優しさ、真心や愛情であり、「広い心」とは、人を思いやる寛容な心であり、「燃える心」とは、何事にも前向きな発想で挑戦していく強い心である。次に、「3つの力」とは、「学ぶ力、創る力、関わる力」である。「学ぶ力」とは、目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力であり、「創る力」とは、習得した力を基に自由に発想し、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探求していく力であり、「関わる力」とは、学校、家庭、地域、社会などの体験を通して、言葉をはじめとした様々な表現方法で気持ちや考えを伝え合い、人を理解し共生していく力である。この3つの心と力は、子どもだけでなく、私たち大人にとっても、生涯に亘って様々な学びの中から、身につけていかなければならない心と力であると考えている。さて、次に教育環境について、少しわたしごとの話をさせていただく。私は、小学生時代に九州の熊本市の南隣に位置している、宇土市、現在の宇城市で過ごした。ここは、ムツゴロウや不知火、遠浅の海で知られる有明海に面し、遠くは阿蘇山も望むことができる、海あり、川あり、山ありの最高の自然環境で人情味豊かな土地柄だった。教職員となって小田原に来て36年、第二の故郷となっている小田原も同様に歴史自然環境が豊かで、小田原城郭を中心とした落ち着いたのある町並みや歴史遺産も豊富であるとともに、人々のつながりや人情などの家庭や地域の環境にも恵まれた地域であると感じている。私の思いの一つに「人は環境の産物」があるが、人が育つ背景には、育った環境が大きく左右すると考えており、いつも変わらない風景と、豊かな人間関係があることこそ望ましいと思っている。私たちは、成長していく過程で、関わった多くの人々から影響を受け、特に子どもにとって、大人からの影響力は大きいものがある。その意味からも、大人は、すべての子どもにとってのモデルであり、その責任を果たすためにも、それぞれの立場で子どもと関わり、教育をしていく役割を担っていく必要があると考えている。私は、以上のような教育理念を大切にしながら、子どもたちの幸せを願い、子どもたちに小田原の未来を託すことができるよう、学校教育の推進に努めていきたいと考えている。</p>

鈴木	2	教育長	<p>全国学力・学習状況調査の成果や活用について伺う。</p>	<p>本市が全国学力・学習状況調査に参加して得られた成果としては、各校が、児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てられていることがあげられる。具体的には、学習した知識が生活に活かされていないという課題に対して、知識を活用する活動を多く授業に取り入れたり、漢字や計算力を向上させるために、スクールボランティアを活用して指導に力を入れたりする等、授業改善につながっている。また、教育委員会では、検証委員会でまとめた市全体の結果については、改善策を含めた提言として学校に示すとともに、学習指導法研修会を開催して活用を図っている。</p>
鈴木	3	教育長	<p>全国で、学校二学期制は、どの程度実施されているのか伺う。</p>	<p>平成21年4月現在、全国で学校二学期制を実施している学校は、小学校約22%、中学校約23%である。ちなみに、神奈川県内においては、小学校約72%、中学校約73%である。</p>
鈴木	4	教育長	<p>本市の学校二学期制の検証方法や成果と課題について伺う。</p>	<p>検証方法についてであるが、本市が学校二学期制を正式に導入した平成18年度は、児童生徒・保護者・教職員に対して、また、平成20年度は、各学校に対して、それぞれアンケート調査を実施した。教育委員会では、これらのアンケート調査を分析・検証し、学校二学期制の取り組みが、子どもにとってより良いものとなるよう、また、保護者の理解を得られるよう、学校二学期制についての工夫・改善を図ってきたところである。次に、二学期制の導入の成果としては、夏休み・冬休み直前まで授業を行うことが可能になり、教育相談やサマースクールの充実が図られ、ゆとりのある教育課程の編成が出来るようになったこと、小中学校とも各学年、平均で年間17時間程度の授業時間の確保ができ、国語や算数・数学など、基礎学力の充実のための時間に充てたり、児童生徒に応じたきめ細やかな授業を行うことができるようになったことなどが挙げられる。課題としては、学校二学期制が定着はしてきたものの、一部の保護者に学校二学期制の利点が理解されていないところがある。いずれにしても、新学習指導要領への対応なども含め、学校二学期制の意義をさらに伝えていく必要があると考えている。</p>

鈴木	5	教育長	<p>小中学校における学校敷地内全面禁煙が、全国的にどの程度進められているか。また、分煙の学校はどの程度あるのか伺いたい。</p>	<p>厚生労働省の研究機関である国立成育医療センターが、本年11月に実施した、全国公立学校の禁煙調査によると、全国の小学校21,895校中、学校敷地内全面禁煙実施校が14,260校の65.1パーセント、また、建物内禁煙実施校は4,132校の18.9パーセント、分煙実施校が1,394校で6.4パーセントであった。また、中学校では10,021校中、敷地内全面禁煙が6,175校の61.6パーセント、また、建物内禁煙が1,911校の19.1パーセント、分煙が965校で9.6パーセントであった。</p>
鈴木	6	教育長	<p>学校敷地内全面禁煙を実施するにあたって、本市としてスムーズに進められたのか伺いたい。</p>	<p>本市では、学校敷地内全面禁煙を実施するにあたって、平成15年度に喫煙習慣をもつ教職員及び保護者に対し、小田原医師会や小田原薬剤師会の協力を得て禁煙に関する講演会や個別相談、また禁煙外来の紹介、相談指導を行いながら周知に努めた。このような経緯を経て、平成16年4月から学校敷地内全面禁煙を実施した結果、実施にあたっては問題もなくスムーズに移行することができた。</p>
佐々木	7	教育長	<p>特別支援チームの医師・臨床心理士・個別指導員は何名いるか、給与体系、活動状況と実績、その成果はどうか。</p>	<p>特別支援チームの医師・臨床心理士・個別指導員は何名いるか、また、給与体系、活動状況と実績、その成果について質問があった。まず、医師については、学校へ医療の立場からの助言をもらい、今後の指導に生かしていくため、1名の医師で年間2回分の派遣が可能である。医師の報酬は1回につき21,000円で、派遣については来年1月頃を予定している。次に、臨床心理士については、学校訪問で個々の児童生徒の観察を行い、ケース会議等に参加し、個々の児童や生徒への支援について心理、発達面を含めた専門的な助言を行っている。臨床心理士への報酬は1回につき16,600円であり、1名を雇用している。これに加えて、県の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を活用し、これまで延べ16回派遣している。個別指導員については、1校に2ヶ月程度派遣し、教育上配慮を要する児童生徒に対して、直接支援を行うとともに支援の仕方について教員に助言を行っている。1日5.5時間、時給1,600円、年間120日として、1名を雇用している。これまで、5校に派遣をしている。成果としては、学校では、臨床心理士や個別指導員からの専門的な助言を受けて、適切な支援の方針を立てることができ、教職員全員で共通理解のもと、適切な指導を行うことができたことである。</p>

佐々木	8	教育長	個別支援員の現状の雇用体制や配置基準について問題があると思うがいかがなものか。	本市では、今年度より、学校現場の声に迅速かつ柔軟に対応できる体制をめざして、「スタディ・サポート・スタッフ・スリー」と「障害児介助員」を統合し、新たに「個別支援員」とし、教育上配慮を要する児童生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として配置することとした。個別支援員は、公募を行い、面接をした上で採用しているが、勤務時間や勤務日数等については、1日5.5時間、年間192日を雇用の基本とし、児童生徒の教育的ニーズや障害の程度等を把握した上で、個々に勤務日数を定めている。なお配置基準は、「4人以上の児童生徒が在籍している知的障害学級」「集団不適応等による個別指導が必要な児童がいる通常級」など教育上配慮が必要な場合としている。教育委員会としては、個別支援員の教育効果も上がっており、また、各学校のニーズも高いことから引き続き、量的・質的な充実に努めていきたい。
佐々木	9	教育長	学級崩壊の基準はあるのか。	いわゆる学級崩壊の基準について、国では特に定義していないが、平成12年3月に文部省が研究委嘱をした「学級経営研究会」における「学級経営の充実に関する調査研究」の最終報告の中で、「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」を「学級がうまく機能しない状況」としてとらえている。また、県においては、独自調査の中で、「学級全体が、一定期間以上、集団として授業規律を失っている場合」を「正常な学習活動ができない状況になった学級」と定義している。なお、市教育委員会においては、学級崩壊についての基準は定めていない。
佐々木	10	教育長	市内小中学校において学級崩壊に該当する学級数はいくつあるのか。	本市教育委員会において、学級崩壊に対する基準は定めていないので、学級崩壊とする学級数は把握していないが、実際に学校長からの依頼により、教育委員会が指導を行なった事例としては、平成20年度では5学級、また、平成21年度は、これまで6学級である。

佐々木	11	教育長	学級崩壊に対する具体的な対応策をどのように考えているのか。	<p>学級が崩壊する要因としては、学級担任の指導力不足や学校の指導体制、また、家庭の事情からくる子どもの規範意識の低下などが考えられる。したがって、学級の崩壊は、複合的な要因が積み重なって起こるものであり、問題解決のための決定的な方策はなく、複合している諸要因に一つ一つ丁寧に対処していかなければならないものと考えている。具体的には、現状の把握と分析を行なったうえで、教師と子どもとの信頼関係づくりとコミュニケーションの充実や保護者などとの緊密な連携など、一体的な取り組みを行なうとともに、ケース会議への個別支援員の積極的な参加や学級担任とスタディ・サポート・スタッフとのさらなる連携を図り、正常な学習活動が保たれるよう努めているところである。</p>
大村	12	教育長	教育長の教育に対する基本理念について伺う。	<p>私は、10月の就任以来、一小学校の校長から教育長へと立場が変わり、小田原市全体へと視野を広げた教育のあり方を考えてきた。そして、将来を担う子どもや青少年の健やかな育ちと、市民の皆様が生涯学習を楽しむことができる環境整備に取り組んでいるところである。学校教育関係では、学力、体力、社会性等と大きく分けて3つの課題があると認識している。教育委員会では、学校や幼稚園を始め、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、それらの課題解決に当たっていく所存である。また、新しい学習指導要領の趣旨や目的を踏まえて、子どもたちに夢と希望と知恵を育む教育を推進していく必要がある。先に、1番鈴木議員にお答えしたとおり、その具現化に当たっては、「温かい心・広い心・燃える心の3つの心」と「学ぶ力・創る力・関わる力の3つの力」を視点とし、実社会や実生活に生きて働く豊かな心と学力の向上、健やかな体づくりに取り組んでまいりたい。生涯学習関係では、社会教育法の一部が改正されたことにより、学校や家庭、地域との連携や協力が今まで以上に重要視されている。また、家庭教育に関する情報の提供や地域住民が生涯学習の成果を活用できる機会等にも取り組んでいく必要がある。「向こう三軒両隣」といった人情味のある交流が少なくなり、地縁的な人間関係が希薄化しつつある今こそ、「小田原に住む皆さんが生きる喜びを実感する生涯学習」をキーワードに、多様な学習環境を整備していくことが必要であると考えている。大人も子どもも、多くのことを学ぶことによって、より心豊かになった自分と出会えることの楽しさを実感できる、そんな小田原の教育の実現に向けて、全力を尽してまいりたい所存である。</p>

大村	13	教育長	行政は縦割り行政に陥りがちであるが、こういった組織の連携についてどのように考えるか。	文部科学省が管轄する幼稚園と厚生労働省が管轄する保育所の問題など、縦割り行政による弊害が指摘されていることは承知している。教育行政においても、「新型インフルエンザへの対応」や「食育」をはじめ、一部局だけでは対応が困難な問題が増えてきており、こうした課題に対しては、関係部局が連携し、全庁的に取り組んでいる。いずれにしても、行政の組織の連携については、大変重要なことであると考えているので、今後とも関係各課と情報を共有しながら、引き続き連携を図ってまいりたい。
大村	14	教育長	義務教育の段階から、もっと、税金について学習させる必要があるのではないか。	現在、税金についての学習は、小学校では6年生の社会科で、また、中学校では3年生の社会科の公民で行っている。また、子どもたちが税金について理解を深めるために、市税総務課が発行している冊子「市税のしおり」を補助教材として用いるなど指導の充実に努めている。さらに、希望により小田原市租税教育推進協議会が開催している「租税教室」に参加している。社会科の授業以外では、「税の書道展」や「税の作文コンテスト」への参加によって租税教育に努めている。
大村	15	教育長	現在は、新学習指導要領の移行期間であるが、順調に対応できているか。また、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校で、新学習指導要領が完全実施されるが、対応できるのか。	新学習指導要領は、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校で完全実施され、今年度より移行措置が実施されている。そこで、教育委員会では、国の示す計画に沿って新学習指導要領への移行が適切に行われるよう、教員に対する説明会や研修会の実施、また、指導法の研究や指導資料の作成、理科・算数の環境整備等を順次行っている。各学校では、算数、理科で追加される新しい学習項目を先行して実施するなど、指導計画の編成や環境整備など、新学習指導要領への対応を進めているところである。
大村	16	教育長	新学習指導要領では武道が必修化されるが、これに伴い人的な措置を含めた環境整備が必要になると思うが、準備の状況を伺う。	武道については、現在の学習指導要領の中にも中学校の選択種目として位置づけられているため、本市においては、ほとんどの中学校で武道が学習されている。このため、それぞれを選択した学校に柔道用畳や剣道の防具などが整備されているが、今後、新学習指導要領の完全実施に向けての各学校の意向や整備状況などを調査する予定である。また、武道に対する指導力向上に当たっては、体育科教員が、神奈川県立武道館主催の「学校体育武道指導者指導力向上講座」や県教育委員会主催の「県学校体育指導者研修講座」等の研修に参加し、指導力の向上に努めている。さらに、足柄下教育事務所管内では、柔道と剣道を隔年で実技研修会を実施して、体育科教員全員がこの研修を受講している。

加藤	17	教育長	<p>今の教育に何が 必要だと思うか。 教育長として、 どのようなスタ ンスで望むつも りか。</p>	<p>子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、子どもたちが社会に出て生きていくために、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てること、学習指導要領の理念である「生きる力」、私流に言い換えると「社会をたくましく生き抜く力」が必要であると思っている。子どもは、成長していく過程で、自分が関わった人々から影響を受け、環境に作用されながら人格を形成していく。私は、小田原の将来を担う子どもの幸せを願い、魅力ある学校づくりをしていくことを第一に考えているが、そのためには、学校、家庭、地域が連携し、それぞれの立場で子どもと関わり、役割を担う、社会総がかりで子どもを育てる環境を整える必要がある。小田原の教育の発展のため、子どもたちの幸せを願い、全力で職務に精励してまいりまいる所存ですので、議員の皆様をはじめ、多くの市民の方々の御支援、御協力をよろしく願います。</p>
加藤	18	教育長	<p>平成21年度に 教育委員会の組 織が改変された がその理由は何 か。また、各課 の役割は何か。</p>	<p>教育委員会では、行政改革の推進により職員数が減る中、指導主事等が教育専門職としての職務に専念できる体制を整えるため、学校教育部を教育総務課、学校教育課、教育指導課の三課に再編した。それぞれの課の役割であるが、教育総務課は、教育委員会の会議や庶務に関すること及び施設管理に係る事務等を所掌している。また、学校教育課は、児童・生徒の入学、転学、退学の事務や学級編制、幼稚園に係る事務、県費教職員に係る事務、学校保健、学校給食に係る事務を所掌している。そして、教育指導課は、教職員の研修や学校経営の指導・助言、教育課程、教科用図書等の取扱い、教育相談、教育研究所などを所掌している。</p>
加藤	19	教育長	<p>事業仕分けの結 果について、教 育長はどのよう に捉えているか。</p>	<p>小田原市事業仕分けの対象80事業のうち、教育委員会に関するものは26事業で、仕分け結果は、不要11事業、民間で実施1事業、要改善14事業であった。教育委員会では、これらすべての事務が必要な事業であると考えて実施しており、「予算ありき」や「前例踏襲主義」と判断されることは残念であるが、事務事業のあり方を市民や外部の目線で点検し、その結果をもとに再検証することは、有意義なことと思う。そこで、事業仕分けの結果を踏まえて事業を再検証し、廃止の方向で検討2事業、改善の方向で検討23事業、現行どおり実施1事業としたものである。これらは、学校をはじめ様々な関係者とともに実施している事業が多く、今後は関係団体等との協議を進め、事業の見直しを図っていきたいと考えている。</p>

加藤	20	教育長	西湘地区教職員互助会福利厚生事業費補助金が、全会一致で不要の判定が出された理由について、伺いたい。	この事業の不要とされた理由であるが、本市の教育の充実のために、教職員の健康保持が重要であることは理解したが、教職員の福利厚生については任命権者である神奈川県が行うべきであるとの意見や、教職員は優遇されているなどのことから不要と判断された。
加藤	21	教育長	西湘地区教職員互助会福利厚生事業費補助金の問題は、本市だけで解決できるものでなく、他の市町との関係に影響があるが、今後どのようにしていくのか、伺いたい。	今回の事業仕分けの結果をふまえ、本市では教職員互助会への補助金のあり方などについて見直しを検討してきた。市立の小中学校に勤務する教職員は県費負担教職員であるが、教育委員会が服務監督を負う規程があり、また、学校保健安全法では、「学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」とされている。このようなことから、教職員の健康保持に対しては、学校の設置者である市が一定の責務を負う必要があるものと考えており、他市町と協調し適切に対応をしてまいりたい。
加藤	22	教育長	新政権発足後に文科省から新たに通知や通達はあるのか。	新政権発足後に、新たな教育行政にかかる通知や通達は、現時点では受けていない。
加藤	23	教育長	今年度の全国学力・学習状況調査の結果はどうか伺う。	今年度の調査結果であるが、本市の平均正答率や児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果は、全国や県の結果と比較する形で、8月末に文部科学省から送付された。これを受け、現在、大学教授と教員により構成された検証委員会において、結果の分析と課題に対する対応策を策定する検証作業を実施中である。調査結果については、おおむね昨年並みであるが、遅くとも今年度内には、分析結果や対応策と併せ、各学校、並びに、市民に公開する予定である。
加藤	24	教育長	平成20年度に立ち上げた検証委員会による提言は、平成21年度に生かされたのか伺う。	本市では、提言内容の具現化に向け、本年度は、国語と算数・数学に関する学習指導法研修会を実施している。この研修会には各小・中学校の教員代表が参加し、調査で明らかになった課題やその対応策について、検証委員である大学教授の講義を受けている。また、その講義内容を反映させた授業研究を各校で実施することにより、研修内容の共有を図っている。加えて、教育委員会指導主事が校内研究等への参加で学校訪問した際にも、提言内容についての指導助言を行っている。

加藤	25	教育長	<p>学校全体の教育力を向上させるためには何をなすべきか伺う。</p>	<p>平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けた各校の効果的な取組をみると、例えば、教員の研修の場である校内研究の活性化や、学校独自の漢字検定の創設、家庭と連携した家庭学習の推進等が挙げられる。いずれにしても、まずは、課題を克服するための教育計画の策定が重要であり、継続性と一貫性を踏まえた、意図的・計画的な取組が求められている。また、幼稚園・小学校・中学校における縦の連携や、家庭・地域との横の連携が効果的な取組には欠かせないと考えている。</p>
加藤	26	教育長	<p>本市は、来年度に予定されている全国学力・学習状況調査では、抽出調査に協力する意向があるか、また、併用される希望参加方式に参加するのかわかるか伺う。</p>	<p>来年度の全国学力・学習状況調査への参加の可否については、現在、教育委員会において、今までの全国学力・学習状況調査への参加に関わる経緯や目的を確認するとともに、参加に対する教員と保護者の意向をアンケート調査したものをとりまとめている。そして、教育委員会12月定例会において、抽出調査に協力するかどうか、並びに、希望参加するかどうかを決める予定である。</p>
加藤	27	教育長	<p>教育職員免許法見直し議論に対する問題点について、伺いたい。</p>	<p>教員免許状更新制は、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月から、「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけること」を目的に導入された。民主党のマニフェストでは「教員の資質向上のため教員免許更新制を抜本的に見直し、教員の養成課程は6年制(修士)とし養成と研修の充実を図る」としている。このマニフェストが、どのような過程を経て政策項目とされてきたかは、承知していない。また、現在、新政権の下で、どのような議論がなされているのかについても情報を持っていない。いずれにしても、今後どのような議論がされていくのかを含め、国の動向を注視していきたいと考えている。</p>
加藤	28	教育長	<p>教育職員免許法が改正をされることで、児童生徒や学校運営にどのような影響を与えると考えられるか、伺いたい。</p>	<p>現段階では、教育職員免許法の改正も含め内容が明確になっていないため、学校現場へどのような影響が出てくるのかは判断できない。しかし、すでに更新講習を受講・修了し、確認申請を済ませた教員からは、多忙な中、子どもと向き合うこともできたであろう貴重な時間を割いて受講したことが無効となるなどの混乱や、現在、受講中やこれから受講しようとしている教職員にも戸惑いがあるのではないかと考えられる。</p>

加藤	29	教育長	民主党マニフェストでは「学校理事会」を設置すると謳っているが、本制度の内容は何か。	民主党のマニフェストにおいて、「学校理事会」は、地方公共団体が設置する学校を主な権限を持って運営する組織で、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画するものとされている。しかし、現時点においては、マニフェスト以外に具体的に示されたものはないので、学校理事会に対する具体的な評価は、できないことをご理解いただきたい。
加藤	30	教育長	文部科学省が所管する「学校運営協議会制度推進事業」について平成17年度に三の丸小学校が委嘱を受けたと聞くが、その後制度は継続されているのか。	「学校運営協議会制度」は、保護者や地域住民が学校運営に参画する制度であり、校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、教職員の任用について教育委員会に意見したりする役割を持つものである。本市では、平成17年度に三の丸小学校が国からの指定を受け、モデル校として学校運営協議会制度についての研究・調査に取り組んだ経緯がある。三の丸小学校では、この制度についての課題を検討した結果、地域ぐるみで学校を支援する既存の学校評議員制度の活用や、スクールボランティアパワーアップ事業などの推進により、保護者・地域・学校が強いつながりのなかで、子どもたちを育てていくことが望ましいと考え、同制度の導入には至らなかった。
加藤	31	教育長	「心のノート」は各学校にどのように配布され、活用している学校はどのくらいあるのか。	「心のノート」は平成14年度より、毎年小学校1年生、3年生、5年生と中学校1年生の全員を対象に文部科学省から配布されている道徳の副教材である。本市では、「心のノート」を、全小・中学校の対象者すべての児童・生徒に配布し、「道徳の時間」や進路学習などの特別活動の内容と関連させたり、学年や学期のはじまりに目標を立てる際の参考にしたり、さまざまな場面で活用している。
加藤	32	教育長	教育委員会として「心のノート」を廃止すべき教材とみているか。	「心のノート」は、児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなる教材である。「心のノート」は、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、児童生徒が自らページを開いて書き込んだり、家庭で話題にしたりするなど、生活の様々な場面において活用することができるものであり、使い方の工夫次第でより効果的な指導へ結びつくものであると考えている。「心のノート」については、引き続き活用方法を工夫しながら、有効的な活用をめざしていきたいと考えている。

関野	33	教育長	<p>今後、少人数学級の拡充について見解を伺う。</p>	<p>本市では、今年度から、従来の小学校1年生に加えて、2年生においても35人以下の少人数学級編制を実施した。子どもたちの基本的な生活習慣、基礎学力の定着や小学校低学年でのきめ細やかな指導を図るためには少人数学級編制の推進は非常に効果的な手段と考えている。いずれにしても、本市においては、今年度に少人数学級編制を小学校2年生まで拡大したばかりであり、今後引き続き少人数学級制について検証していきたい。</p>
関野	34	市長	<p>次年度以降における「校舎リニューアル事業」「校舎建設・改修計画」等の学校施設の整備について、学校からの要望に十分応えるよう整備を進めるべきと考えるが、市長の見解を問う。</p>	<p>本市では、子ども達の安全確保を最優先に、学校施設の耐震化を計画的に進め、本年度をもって、小・中学校及び幼稚園全ての耐震化が完了するところである。また、「校舎リニューアル事業」については、平成16年度から開始しており、平成16・17年度は、モデル事業として白山中学校、平成19・20年度は、早川小学校、そして現在、平成20年度からは千代小学校の校舎リニューアル整備に取り組んでいるところである。大変厳しい財政状況ではあるが、未来を担う子ども達の育成には、しっかりと投資を行っていく必要があると考えている。今後も、学校からの要望等を基に、国庫補助の活用を図りながら、計画的に学校施設の整備を進めてまいりたい。また、「校舎の建設・改修計画」については、新総合計画を策定する中で検討してまいりたい。</p>
堀村	35	教育長	<p>本市児童生徒の不登校及びいわゆる保健室登校の過去3年間における推移について伺う。</p>	<p>欠席日数が30日以上である不登校児童生徒の人数は、平成18年度は、小学校全体で46名、中学校全体で224名、平成19年度は、小学校全体で56名、中学校全体で230名、平成20年度においては、小学校全体で52名、中学校全体で229名である。その出現率は、いずれの年度も全国平均を上回っている状況となっている。不登校になったきっかけやその根底にある要因は一人ひとり異なっており、人間関係や学業不振、また、家庭環境、本人の健康問題に関することなど様々である。学校には行けるが教室には入れない、いわゆる保健室登校の児童生徒数については、流動的・断片的であるので、数字で把握するのは困難であるが、「校内支援室」や、養護教諭が常駐している保健室で、個々の状態に応じて段階的に教室復帰に向けた指導を行っている。</p>

堀村	36	教育長	教師が校内委員会等で学校医等と連携し、児童生徒の心の課題に早期に対応すべきではないか。	各学校では、教育上配慮を要する児童・生徒の課題に対応するために、教育相談コーディネーターを中心に校内委員会を設置し、一人ひとりに応じた支援の充実に努めている。校内委員会では、養護教諭のほかに、必要に応じて、心理の専門職として中学校区に配置されているスクールカウンセラーや学校医、市の子育て支援課など関係各課、児童相談所等と連携し、適切なアドバイスを得て対応に努めている。また、教職員は、県や市教育委員会主催の研修会や各学校での研修会等で、基礎的な知識を修得し、「心の健康」について理解を深めている。今後は、専門家を招いたり、DVDなどの視聴覚教材を有効に活用するなど、教職員が「心の健康」についてさらに理解を深めるよう努めてまいりたい。
小松	37	市長	小学校のトイレについて、洋式トイレの設置状況、設置基準、使用基準及び今後の洋式化目標はどのようなになっているのか。	設置状況であるが、既に全ての小学校の各階に最低一ヶ所以上の洋式便器を設置済みである。洋式化率であるが、平成21年8月現在、三の丸小学校及び大窪小学校を除いた場合の洋式便器の占める割合は、22.1パーセントである。なお、小学校全体では、24.1パーセントである。
小松	38	市長	小学校のトイレについて、洋式トイレの設置基準はあるのか。	トイレの洋式化についての設置基準は、特に設けていない。トイレの洋式化については、学校の意見を聞き、優先順位を考慮しながら、整備を進めている。
小松	39	市長	小学校のトイレについて、洋式トイレの使用基準はどのようなになっているのか。	洋式トイレの使用基準について、特別な定めはない。しかし、学校現場において、洋式トイレには、手摺り等を設けているところもあることから、身体が不自由な子どもやけが等で行動に支障がある子どもを優先して使わせるなど、子ども達に使用上の指導をしていることはあると聞いている
小松	40	市長	小学校のトイレについて、今後の洋式化目標はどのように考えているのか。	社会や家庭での生活様式の変化から、学校におけるトイレの洋式化についての必要性は十分認識している。現在、目標数値的なものは定めていないが、学校の意見を聞き、優先順位を考慮しながら、着実にトイレの様式化を進めてまいりたいと考えている。

※ 一般質問（生涯学習部）

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
大村	1	教育長	生涯学習推進について、生涯を通じて学び続けることのできる学習環境を整えることや、明日の小田原を支える「人材の育成」が重要と考えるが、教育長の考えを伺いたい。	近年、生活水準の向上や平均寿命の伸長、余暇時間の増加などにより、心の豊かさ、生きがいづくりや社会参加を重視する意識が高まっている。また、市民が多様な選択をしながら生き抜く力を養うためにも、一人ひとりが学習し、その成果を活かすことのできる社会の実現が求められている。そこで、平成19年4月に市民との協働を基本方針として開設した生涯学習センター本館けやき(旧中央公民館)を中心に、「だれもが、いつでも、どこでも学べる」多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯を通じた市民の学ぶ意欲を支え、「明日の小田原」を創る心豊かで多彩な人材を育てていきたいと考えている。
大村	2	教育長	これまで、本市の放課後児童クラブがどのような事業に取り組んできたのか、市民要望に對しどのように改善拡大してきたのか伺いたい。	各小学校への設置要望を受け、平成6年1月に最初の児童クラブを桜井小学校内に開設した。以後、毎年少しずつ開設数を増やし、平成18年4月に、市内全小学校区に児童クラブを開設することができた。現在は小学1・2・3年生を対象に、全25学区にて28クラブが開設されている。また、開設当初から現在に至るまで、入所への待機児童を出さないことを優先に、児童クラブ事業の拡大を進める一方で、開設時間の延長を図るなど、内容の改善にも努めてきた。今後当面は、既存施設の整備や児童クラブ指導員の資質向上など、個々のクラブ環境の充実を優先して考え、取り組んでいきたい。
大村	3	教育長	放課後児童クラブの対象児童を4年生まで拡大してもらいたいとの要望があることを把握しているのか。また、拡大する考えはないのか。	児童クラブの対象学年を拡大するよう、保護者から要望のあることは認識している。現在、児童クラブの対象者については、児童福祉法第6条の2第2項に「おおむね10歳未満の児童」と規定されているため、本市でも、小学3年生までとしている。お尋ねの対象学年の拡大については、課題のひとつとして認識はしているが、児童クラブへの入所希望者が年々増加する中、待機児童を出さないことを第一の目標に取り組んできた。現段階ではまずは、クラブ規模の適正化(大規模クラブの分割)、指導員の資質の向上、施設整備など、クラブ環境の充実を優先に考えているので、ご理解いただきたい。

大村	4	教育長	放課後児童クラブの開設時間の延長について、保護者の要望があることを把握しているのか。また、延長する考えはないのか。	児童クラブの開設時間の延長につき、保護者から要望のあることは認識している。開設時間については、これまでも保護者からの要望を受け、平成13年度に開始時刻を、19年度に終了時刻をそれぞれ延長してきた経緯があり、今年度の7月にも再度、開始時刻を午前8時30分から8時に引き上げ、改善をはかったところである。開設時間の延長については、児童クラブを運営する運営委員会などとも協議をするが、クラブ指導員の負担も考慮した上で実施していることから、当面は現在の開設時間を保つよう考えている。
安野	5	市長	生涯学習施設への指定管理者の導入に疑問を感じているが、事業仕分けで要改善とされた「生涯学習センターけやき」と「かもめ図書館」の今後の運営主体に対する考えとその理由について伺う。	「生涯学習センターけやき」については、市民との協働を基本方針として、ボランティア団体との連携・協力を図りながら事業を展開している。その中で、管理運営については、市民サービスの向上を図るため、今後、当面、施設の保守・点検といった管理業務に加え、運営部分に係る委託業務の拡大等を検討していくこととし、将来的には、指定管理者の導入も研究してまいりたいと考えている。「かもめ図書館」の管理運営については、現在、市が直営で行い、図書資料の貸出・返却など窓口業務等や設備の保守等を委託している。ご質問にあった指定管理者の導入については、図書館業務の中には図書資料収集やレファレンスなど継続性を求められる固有の業務もあるので、指定管理者に馴染みにくい面もあるが、効率的運営やサービスの向上を図るための検討に当たっては、選択肢の一つとして考えている。いずれにしても、両館には、それぞれの設置目的があり、管理運営内容も異なるので、指定管理者の検討に当たっては、慎重に検討していきたい。
加藤	6	市長	青少年体験学習事業の中で、特に青少年オーシャンクルーズについては廃止の方向が示されたが、例えば、事業の趣旨に賛同する事業所や団体に協賛金を募って実施するなど、即時に廃止する前に再度検討すべき事だと思いが、市長の所見を伺う。	青少年オーシャンクルーズには、私自身、2年度に渡って参加したが、12番加藤議員がおっしゃるとおり、貴重な体験が子どもたちに与える様々な可能性や、異なる世代が協力して行う人づくりのシステムとしての成果などは大きいと思う反面、参加できる子どもたちの数や事業費の問題など、様々な課題があることも実感した。そうした中で、私としては、様々な観点から検討した中で、市内の一学年全員が参加できるプログラムではないことや、事業費では市の負担とともに参加者の負担も大きいこと、そして、これまで16回の開催を重ね、約1万人近い人達が参加し、その中から多くの青少年リーダー・指導者が生まれ、人づくり事業としても十分に役割を果たしたこと、さらには、今が体験学習及びそれを支える指導者育成の新たな方向へのシフトの時期と捉えたこと等の理由により廃止したいと判断した。今後は、青少年オーシャンクルーズが築き上げてきた「人づくり」の素晴らしい仕組みを十分踏まえて、小田原の自然や地域の資産を活用した新たな体験プログラムを検討していきたいと考えているのでご理解いただきたい。

加藤	7	市長	<p>事業仕分けの判定では、塔ノ峰青少年の家運営管理業務事業を何故全員が不要と判断したのか、その主な理由は何だったのか伺う。</p>	<p>塔ノ峰青少年の家運営管理業務事業は、事業仕分けの中では、平成20年度の実績数値として、維持管理費約730万円、年間使用料収入約85万円、利用者数2,590人、築45年、これらの数字をもって議論がなされた。その結果、不要と評価した仕分け人からは、利用者数や使用料収入に対してかかる維持管理費のコスト面への指摘、また、施設の運営方法や、市の青少年育成施設としてキャンプ施設が本当に必要なのかどうか、などのコメントがあった。したがって、塔ノ峰青少年の家運営管理業務事業については、その費用対効果の面で不要と判断されたのが主な理由である。</p>
加藤	8	市長	<p>教育委員会は、塔ノ峰青少年の家を今後も活用していく方向なのか。また、活用にあたっては、企画会社にある一定期間イベント開催を委託するなど、工夫も可能と思うが、市長の見解を伺う。</p>	<p>塔ノ峰青少年の家は、事業仕分けの結果では費用対効果の面で不要となったが、青少年の健全育成にとって体験学習の重要性が叫ばれる中、その活動の場の確保は必要であり、即座に廃止することは現状では難しいと考え、改善の方向で検討することとした。同施設は、老朽化も進んでいる状況にあるが、今の施設の良さを活かしながら、12番加藤議員のご提案も参考にさせていただき、積極的に利用率を高める工夫をしていきたいと思っている。いずれにしても、今後の施設の在り方について、近隣施設の状況や利用者の声なども確認しながら、新総合計画の中で方向性を出したいと考えている。</p>
加藤	9	市長	<p>青少年に関わる事業について、県と市でかなり重複しているが、それぞれの役割は何か。</p>	<p>幅広い分野をカバーする青少年行政については、ご指摘のように重複しているかのように捉えられることもあると思うが、県の施策や事業は広域的であったり、指導的レベルで展開されていることから、事業への参加者や青少年関係団体にとって幅広い交流や情報共有ができています。一方で、市は地域性を重視し、実施する事業の日程や内容を考慮しながら設定している。このことで市民の参加機会がより多く創出できていると考えています。講演会や研修など、内容、目的、対象などが重複する事業については共同で開催する他、県からの講師派遣や県主催の研修事業を積極的に活用するなど、事前に県と調整して対応しています。今後も、県と連携して、より効果的、効率的な青少年施策に取り組んでいきたいと考えています。</p>

加藤	10	市長	<p>青少年相談センター内に設置したフリースペースは、一般利用がほとんどない状況であり、その活用を検討するとなっていたが、その後の状況はどうなっているか。</p>	<p>その後も現在まで一般の利用者はない状況であり、同センター内でフリースペースに隣接する、不登校児童を対象にした教育相談指導学級(しろやま教室)に訪れる子どもたちへの指導の場としての利用が、現状の主な使われ方となっている。平成16年度の開設以来、このような状況で推移していることから、フリースペースについては、今後も教育相談指導学級用として活用していきたいと考えている。</p>
俵	11	市長	<p>事業仕分けの結果を受けて、御幸の浜プールは廃止の方向で検討ということになったが、理由は何か。</p>	<p>御幸の浜プールは昭和45年7月に竣工し、施設の老朽化が進んでいることから、今後も高額な維持修繕が見込まれる中、入場者数も増加していないため、コストに見合わないということで不要という仕分け結果となった。その結果を踏まえ、老朽化に伴う大規模な修繕による財政負担が必要となること等を考え、廃止も視野に入れ、今後の市営プール事業のあり方について検討していくこととしたものである。</p>
俵	12	市長	<p>事業仕分けの結果を受けて、御幸の浜プールは廃止の方向で検討ということだが、廃止時期はいつごろか。</p>	<p>廃止の時期については、地域住民や、各種大会や教室を開催し、水泳事業の促進のため熱心にご活動いただいた水泳協会などの関係団体のご意見を聞き、今後の市営プールのあり方を踏まえて検討する必要もあることから、今の段階ではいつまでに廃止とは決めていない。当面は運営に差し支えないよう維持修繕を行いながら施設を使用していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。</p>
俵	13	市長	<p>御幸の浜プールを廃止した場合、事業目的の継続について、代替案、特に三の丸小学校の室内プールの開放を考えているのか。</p>	<p>御幸の浜プールは、現在、競技及び娯楽施設として利用されているが、実際に大会を運営している水泳協会等の団体から意見を伺うとともに、その他の一般利用についても他市町の施設や学校プール等による代替が可能かどうか検討してまいりたい。また、三の丸小学校のプールについては研究・検討を進め、開放に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたい。</p>

俵	14	市長 もうひとつの市営プールである国府津海水プールの今後については、どう考えているのか。	今回は、御幸の浜プール管理運営事業だけが、事業仕分けの対象となった。国府津海水プールは、昭和32年7月に竣工し、今年で52年目を迎え、御幸の浜プール同様、老朽化が進んでいる。国府津海水プールについても、地域住民に親しまれてきた施設であるので、今後については、地域住民や関係団体の意見を聞いたうえで、御幸の浜プールのあり方と併せて考えていきたい。
関野	15	市長 少年少女オーシャンクルーズについては見直しを行い、誰もが参加できて、費用もかからない事業に変えていくべきと考えるが市長の見解を伺う。	少年少女オーシャンクルーズは、異なる世代が協力して行う人づくりのシステムとして、その成果は大きいと思う反面、ご指摘のとおり、様々な課題があると思っている。そこで、今後の方向について検討した結果、先の12番加藤議員の答弁でもお答えしたとおり廃止したいと考え、今後、少年少女オーシャンクルーズが築き上げてきた「人づくり」の素晴らしい仕組みを十分踏まえて、小田原の自然や地域の資産を活用した新たな体験プログラムを検討していきたいと考えている。

資料 2

小・中学校及び幼稚園における新型インフルエンザに伴う臨時休業の状況について

平成 21 年 12 月 16 日～平成 22 年 1 月 15 日

		校数／学級数	罹患患者
学級閉鎖	小学校	1 校 / 1 学級 (24 校 / 185 学級)	8 人 (1,256 人)
	中学校	— (10 校 / 50 学級)	— (341 人)
	幼稚園	— (3 園 / 10 組)	— (39 人)
学年閉鎖	小学校	— (6 校 / 8 学年)	— (131 人)
	中学校	— (6 校 / 7 学年)	— (129 人)
	幼稚園	— (—)	— (—)
学校閉鎖	小学校	— (—)	— (—)
	中学校	— (1 校)	— (39 人)
	幼稚園	— (1 園)	— (5 人)

※ () 内の値は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 1 月 15 日までの累計

平成22年度「全国学力・学習状況調査」について

本市における来年度の「全国学力・学習状況調査」への対応については、先の教育委員会定例会において、『抽出校にかかわらず、すべての該当学年で参加する』こととなったが、平成21年12月28日付で、文部科学省から実施要領が示され、その概要は以下の通りである。

- 1 実施日…平成22年4月20日（火）
- 2 対象…小学校6年、中学校3年。
- 3 教科…国語、算数（数学）の2教科で、「知識に関する問題」と「活用に関する問題」
- 4 本市における国からの抽出校…小学校5校、中学校5校。
- 5 その他
 - ・ 抽出校の採点は国で、また希望参加校は各学校で自主採点する。
 - ・ 本市では抽出校も含め全校で自主採点を行い、採点結果を早めに児童・生徒・保護者へ伝えていく予定。
 - ・ 過去3年間（平成19.20.21年度）は平均値の公表をすることとしているが、平成22年度分については、小田原市全体の平均値の公表をするかどうかについて改めて検討する。

平成22年度全国学力・学習状況調査の抽出調査における抽出対象候補校の内訳

都道府県等	小学校調査及び中学校調査の計			小学校調査			中学校調査		
	抽出対象候補校数(A)	全小中学校数(B)	抽出率(A/B)	抽出対象候補校数(C)	全小学校数(D)	抽出率(C/D)	抽出対象候補校数(E)	全中学校数(F)	抽出率(E/F)
1 北海道	471	1,907	24.7%	239	1,239	19.3%	232	668	34.7%
2 青森県	185	521	35.5%	92	351	26.2%	93	170	54.7%
3 岩手県	235	603	39.0%	127	409	31.1%	108	194	55.7%
4 宮城県	265	662	40.0%	145	443	32.7%	120	219	54.8%
5 秋田県	171	390	43.8%	101	257	39.3%	70	133	52.6%
6 山形県	151	438	34.5%	91	318	28.6%	60	120	50.0%
7 福島県	217	759	28.6%	115	518	22.2%	102	241	42.3%
8 茨城県	250	812	30.8%	143	574	24.9%	107	238	45.0%
9 栃木県	190	575	33.0%	108	404	26.7%	82	171	48.0%
10 群馬県	144	518	27.8%	71	340	20.9%	73	178	41.0%
11 埼玉県	231	1,257	18.4%	115	824	14.0%	116	433	26.8%
12 千葉県	298	1,235	24.1%	161	847	19.0%	137	388	35.3%
13 東京都	343	1,979	17.3%	179	1,332	13.4%	164	647	25.3%
14 神奈川県	303	1,289	23.5%	170	868	19.6%	133	421	31.6%
15 新潟県	248	795	31.2%	127	549	23.1%	121	246	49.2%
16 富山県	112	289	38.8%	70	203	34.5%	42	86	48.8%
17 石川県	133	327	40.7%	74	226	32.7%	59	101	58.4%
18 福井県	104	287	36.2%	63	208	30.3%	41	79	51.9%
19 山梨県	134	296	45.3%	86	200	43.0%	48	96	50.0%
20 長野県	126	584	21.6%	74	388	19.1%	52	196	26.5%
21 岐阜県	145	578	25.1%	82	382	21.5%	63	196	32.1%
22 静岡県	177	805	22.0%	87	533	16.3%	90	272	33.1%
23 愛知県	210	1,412	14.9%	114	990	11.5%	96	422	22.7%
24 三重県	207	572	36.2%	120	404	29.7%	87	168	51.8%
25 滋賀県	171	334	51.2%	98	230	42.6%	73	104	70.2%
26 京都府	252	608	41.4%	148	431	34.3%	104	177	58.8%
27 大阪府	284	1,501	18.9%	136	1,025	13.3%	148	476	31.1%
28 兵庫県	308	1,166	26.4%	166	807	20.6%	142	359	39.6%
29 奈良県	170	324	52.5%	95	213	44.6%	75	111	67.6%
30 和歌山県	207	396	52.3%	109	264	41.3%	98	132	74.2%
31 鳥取県	99	206	48.1%	63	143	44.1%	36	63	57.1%
32 島根県	158	350	45.1%	96	243	39.5%	62	107	57.9%
33 岡山県	217	579	37.5%	121	411	29.4%	96	168	57.1%
34 広島県	258	789	32.7%	137	540	25.4%	121	249	48.6%
35 山口県	181	484	37.4%	101	320	31.6%	80	164	48.8%
36 徳島県	152	293	51.9%	90	205	43.9%	62	88	70.5%
37 香川県	143	259	55.2%	88	185	47.6%	55	74	74.3%
38 愛媛県	179	475	37.7%	102	334	30.5%	77	141	54.6%
39 高知県	200	347	57.6%	114	228	50.0%	86	119	72.3%
40 福岡県	303	1,124	27.0%	165	764	21.6%	138	360	38.3%
41 佐賀県	145	277	52.3%	64	178	36.0%	81	99	81.8%
42 長崎県	250	571	43.8%	135	374	36.1%	115	197	58.4%
43 熊本県	190	602	31.6%	108	416	26.0%	82	186	44.1%
44 大分県	218	442	49.3%	127	304	41.8%	91	138	65.9%
45 宮崎県	190	396	48.0%	106	254	41.7%	84	142	59.2%
46 鹿児島県	305	817	37.3%	174	563	30.9%	131	254	51.6%
47 沖縄県	192	425	45.2%	113	269	42.0%	79	156	50.6%
小計	9,822	31,655	31.0%	5,410	21,508	25.2%	4,412	10,147	43.5%
国立学校	100	155	64.5%	49	75	65.3%	51	80	63.8%
私立学校	401	908	44.2%	80	195	41.0%	321	713	45.0%
合計	10,323	32,718	31.6%	5,539	21,778	25.4%	4,784	10,940	43.7%

※全小学校数(D)及び全中学校数(F)は平成21年度全国学力・学習状況調査並びに平成20年度学校基本調査及び平成21年度学校基本調査速報による調査対象者の在籍する学校の推計値。

小田原文化財団の設立について

- 1 名 称 一般財団法人「小田原文化財団」
- 2 所 在 小田原市中町三丁目9番35号
- 3 成立年月日 平成21年12月22日
- 4 目的及び事業 古典演劇から現代演劇までの伝承・普及を図り、古美術から現代美術に至る美術品等の保存・公開し、又これらのものの調査・研究を行うことで伝統芸能を次世代へ継承しつつ、現代美術の進行発展に努め、時代・ジャンルを越えて芸術文化を振興することにより世界的な視野に立って我が国の文化の向上に寄与すること。
- 【主な事業】
- (1) 自然の中に設えた特設舞台を利用し古典演劇、現代演劇の企画、制作、公演及びその支援による普及振興。
- (2) 杉本コレクションを核とした古代から現代までの美術品等の保存及び展示公開。
- (3) 古代から現代に至るまでの美術品、伝統建築及び庭園等の空間芸術に至るまでの時代・ジャンルを越えた芸術文化に関する調査・研究及びその普及振興のための研究会・講演会等の企画開催。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 5 役 員 (評議員) ※50音順
秋元雄史 (金沢 21 世紀美術館館長)
大林剛郎 (株式会社大林組会長)
藤井宏昭 (元英国駐在大使、森美術館理事)
細見良行 (細見美術館館長)
森 佳子 (森美術館理事長)
杉本博司
(理事長)
小柳敦子 (ギャラリー小柳代表)
(理事) ※50音順
片岡真美 (森美術館シニアキュレーター)

亀井広忠（葛野流大鼓方）
瀬津 勲（瀬津雅陶堂店主）
千 宗屋（茶道武者小路千家家元後嗣）
高橋信也（森美術館ジェネラルマネージャー）
豊竹咲甫大夫（人形浄瑠璃文楽座太夫）
野村萬斎（和泉流狂言方）
藤本幸三（エルメスジャポン執行役員）
杉本誠三（杉本博司実弟）
（事務局長）
杉本誠三（杉本博司実弟）

- 6 今後の活動 小田原市江之浦に、世界的な芸術家である杉本博司の現代美術及び日本の伝統芸能に関する活動を公開する芸術文化施設を建設するほか、全国で芸術文化事業を企画・開催。

小田原文化財団の芸術文化施設建設予定地



予 定 地：小田原市江之浦362番1他
面 積：約10,000平米
主な施設等：アトリエ、楽屋、屋外鑑賞スペース、茶室、移動式檜舞台など
主 な 事 業：杉本博司作品の展示会、能・狂言・文楽などの伝統芸能と現代演劇の企画・開催、伝統芸能若手演者の制作活動の支援と定期公演会の開催など。

杉本博司氏プロフィール

1948年東京生まれ。立教大学経済学部を卒業後、米ロサンゼルスのアートセンター・カレッジ・オブ・デザインで写真を学ぶ。1974年からニューヨークで写真作品の制作を開始し、以後、ニューヨークと東京を拠点に活動を行い、メトロポリタン美術館、ボストン美術館、シカゴ現代美術館など世界の著名美術館で個展を開催。自然史博物館の剥製動物を撮影した《ジオラマ》シリーズや長時間露光により全米の映画館を撮影した《劇場》シリーズなどの作品は、1970年代後半から国内外で高い評価を受けてきた。また、世界各地の水平線を同一手法で撮影した《海景》シリーズはロックバンドU2のCDジャケットに使われ、話題になった。

2001年、写真界のノーベル賞といわれるハッセルブラッド国際写真賞を受賞。

写真家としての活動のほか、能などパフォーマンスアートのプロデュースも積極的に行い、野村萬斎らが出演する能「鷹姫」の特別公演をプロデュースした。また、建築分野でも香川県直島の「家プロジェクト」に参加し、護王神社を再建。最近では、2009年、第21回高松宮殿下記念世界文化賞を受賞（絵画部門）するなど、芸術文化全般で幅広く活動している。

学校・家庭・地域が支え合い、未来を拓くたくましい子どもの育成をめざして

平成22年度 学校教育の基本方針及び目的と目標

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び新しい学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、子どもの夢と希望と知恵をはぐくむ教育を推進します。そのために、「3つの心と3つの力」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、社会をたくましく生き抜いていく力を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、すべての人にとって明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校づくりを展開していきます。



めざす子ども像【3つの心と3つの力を持った子ども】

3つの心

- 温かい心** : 人としての優しさ、真心、愛情など
- 広い心** : 人を思いやる寛容な心など
- 燃える心** : 何事にも前向きな発想で挑戦していく強い心など

3つの力

- 学ぶ力** : 目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力
- 創る力** : 習得した力を基に自由に発想し、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探究していく力
- 関わる力** : 言葉など様々な表現方法で気持ちや考えを伝え合い、人や自然などを理解し共生していく力

目的

○ 未来を拓くたくましい子ども
(おだわらっ子)の育成

目標

1 子どもの生きる力の醸成

2 小田原の良さを生かした教育の推進

3 家庭・地域とともに歩む教育の充実

4 教育環境の整備と充実

施策の方向性

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健康・体力づくりの推進

- ① 小田原独自の学習プログラムの推進
- ② 体験学習活動の充実
- ③ 食育の推進

- ① 地域一体教育（学校・家庭・地域）と幼・保・小・中一体教育との融合
- ② 特色ある学校づくりの推進
- ③ 幼稚園教育の充実

- ① 安全で快適な教育環境の整備
- ② 教職員の意識改革と資質の向上
- ③ 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の充実
- ④ 相談体制、不登校対策の充実



平成22年度

学校教育に関する取り組みの重点

「子どもが幸せを感じられる魅力ある学校」
「保護者・地域の方々・教職員の三者が学び合える学校」
をめざします。

豊かな人間性・確かな学力などの「生き抜く力」を育むことが、子どもの幸せにつながると考えます。

そのために、教職員の資質・指導力の向上はもちろん、学校・家庭・地域が一体となって、さらに、幼稚園・保育園・小学校・中学校が一体となって、教育の推進と充実に向けた取り組みを進めていきます。

地域一体教育、幼・保・小・中一体教育の推進

子ども一人ひとりの幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育と幼稚園・保育園・小学校・中学校が一体となった幼・保・小・中一体教育の融合を図り、「未来へつながる学校づくり」を推進していきます。

- ★ 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなる**スクールボランティア**の活動の充実を図るなどしていきます。
- ・ 幼稚園・保育園入園から中学校卒業までを見通して、関連性・連続性のある教育活動を展開し、子ども・保護者の交流を図っていきます。

豊かな人間性の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」など豊かな人間性を育む教育をめざします。

- ★ 子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。

確かな学力の向上

「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学習意欲」などを含む**確かな学力**の向上をめざします。

- ★ 「わかる授業」を充実させるために、**積極的授業公開**・校内研究や**多面的授業評価**等を行っていきます。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる指導方法の工夫・改善取り組みます。

身体の健康づくり・食育の推進

生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、体力の向上を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」とかかわり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

不登校やいじめへの取り組み

- ★ 学校・家庭・地域や幼稚園・保育園・小学校・中学校の教職員が一体となって、魅力ある学校づくりを推進することにより、**不登校**やいじめなどの解消をめざした取り組みをより一層強化していきます。

支援教育の充実

自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人ひとりへの適切かつきめ細やかな指導の充実をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、より良い人間関係をつくることのできる子どもの育成をめざします。

郷土を愛し、大切に学習の充実

郷土の偉人、自然、歴史・文化などを学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を持つとともに、小田原に誇りを持つ子どもの育成をめざします。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。

* 各学校は、上記の重点のうち、★の取り組み(特に**ゴシック文字**で示すもの)を、学校評価の共通評価項目として設定します。